

令和4年度河内採択地区教科用図書採択協議会議事録（議事要旨）

令和4年7月14日（木） 午前9：30～

宇都宮市教育センター コミュニティーホール

**【出席委員】**

小堀茂雄会長，氷室清副会長，小野真一委員，松枝健一委員，  
福田治久委員，谷口朋顕委員  
（小学校） 廻谷敦士委員  
（中学校） 荒川幸弘委員

**【事務局】**

事務局 長（宇都宮市教育委員会事務局学校教育課長）  
事務局 長（宇都宮市教育委員会教育センター所長）  
事務局次長（宇都宮市教育委員会事務局学校教育課指導グループ係長）  
事務局次長（宇都宮市教育委員会教育センター相談グループ係長）  
事務局書記（宇都宮市教育委員会事務局学校教育課指導主事）  
事務局書記（宇都宮市教育委員会教育センター指導主事）  
事務局書記（上三川町教育委員会事務局教育総務課指導主事） 計16名

**【傍聴者】**

0名

1 **開会**

2 **協議会委員紹介**

3 **会長あいさつ**

4 **日程説明**

事務局から，令和5年度使用教科用図書採択事務における日程について説明

5 **議事**

（1）報告事項

- ① 河内採択地区教科用図書採択協議会規約について
- ② 令和4年度 教科用図書採択事務について
- ③ 令和5年度使用教科用図書の採択の基本方針等について
- ④ 特別支援学級用教科用図書等について

（2）選定協議及び採決

- ① 小学校 特別支援学級選定協議及び採決
- ② 中学校 特別支援学級選定協議及び採決

6 **事務連絡**

事務局から，令和5年度使用教科用図書採択に係る今後の日程等について説明

7 **閉会**

# 教科用図書採択協議会の要旨

(小・中学校特別支援学級用)

◇ 小学校

◇ 中学校

## 1 種目 小学校特別支援学級 学校教育法附則 9 条図書

### 2 選定協議

#### (1) 調査報告

調査研究の対象となった2種2点について、調査員4名で調査し、その結果を調査研究資料により報告した。( 参考1 参照)

#### (2) 図書閲覧

調査研究を行った全ての図書を採択協議会委員が閲覧し、調査研究および報告に対する確認を行うとともに、選定について検討を行った。

### 3 採択協議会における主な協議内容

- ・ 「わらべきみかの ことばえほん」において、幼児向けの内容とあるが、「構成・配列」の調査結果では「内容の理解が困難である」と書かれている。矛盾しているように見えるが、もう少しご説明をお願いしたい。  
⇒ 幼児向けの内容については、幼稚園や保育園での生活を連想するような表現が多く見受けられるためである。小学校で扱う本であるので、小学校生活に即した内容が望ましい。内容の理解が困難であることについては、1ページ当たりの情報量がとても多いためである。
  
- ・ 今回の調査研究において、この2冊が選ばれた理由はどのようなものか。  
⇒ 本年度、県で新たに調査研究されたものがこの2冊であるため、今回こちらでも調査研究を行った。
  
- ・ 対象が1年から6年となっているが、6年間ずっと使わなければならないものなのか。  
⇒ 対象が1年から6年というのは、その学年の幅で使用することができるという意味であり、毎年、新たな教科書を選ぶことができる。
  
- ・ 「わらべきみかの ことばえほん」「かばくんの はるなつあきふゆ」ともに、1・2年生対象としては利用できそうだが、それ以上の学年のお子さんに使用するものとしては相応しいとは言えない。

#### 4 採択協議会における選定結果

(1)「わらべきみかの ことばえほん」

- ・結果：  選定しない
- ・理由： 情報量がかなり多く、国語科の「語彙」に関する内容に限定されており、学習指導要領に示されている「情報の扱い方に関する事項」などの内容が取り上げられていないため不十分である。

(2)「かばくんの はる なつ あき ふゆ」

- ・結果：  選定しない
- ・理由： 身近な生活に結び付いた内容であるが、生活科の「家庭と生活」に限定されており、学習指導要領に示されている「学校と生活」「地域と生活」などの内容が取り上げられていないため不十分である。

## 1 種目 中学校特別支援学級 学校教育法附則 9 条図書

### 2 選定協議

#### (1) 調査報告

調査研究の対象となった2種2点について、調査員4名で調査し、その結果を調査研究資料により報告した。( 参考2 参照)

#### (2) 図書閲覧

調査研究を行った全ての図書を採択協議会委員が閲覧し、調査研究および報告に対する確認を行うとともに、選定について検討を行った。

### 3 採択協議会における主な協議内容

- ・ 「子どものマナー図鑑」について、数ある一般図書の中で、この図書を県が調査研究した理由はどのようなものか。  
⇒ 理由については把握していない。
  
- ・ すでに採択されている「子どもの付き合い方」は、「道徳」で採用されているが、近い内容の「子どものマナー図鑑」が「社会」として調査されているのは疑問を感じる。
  
- ・ 児童生徒が著作本や附則第9条図書等を使用することは、いつどのような形できるのか。  
⇒ 次年度使用する教科書を、今年度中に担当教員と保護者等が相談して決定していく。
  
- ・ 検定本、著作本、附則第9条図書を見比べる時間はあるのか。  
⇒ 学校の先生方が閲覧できる期間を設けている。その情報を保護者にお伝えして、使用する教科書を決定していく。
  
- ・ 「子どものマナー図鑑」は漢字が多く、ルビも小さいように感じた。また、教科書として内容を見ても社会の目標に沿っているものではないように感じた。
  
- ・ 「はなとやさい・くだもの」については、図鑑として使うものと感じた。同様の内容を学習したい場合は、タブレットで代用することができる。

- ・ 「はなとやさい・くだもの」には「小学校生活科」という記載があるが、配慮が必要なのではないか。
- ⇒ 中学生を対象として選ぶ際には、配慮が必要である。

#### 4 採択協議会における選定結果

##### (1) 「子どものマナー図鑑3」

- ・ 結果：  選定しない
- ・ 理由： 身近なテーマが取り上げられているが、きまりやマナーの内容に限定されており、社会科の「地理的分野」「歴史的分野」の内容が取り上げられていないため不十分である。

##### (2) 「はなとやさい・くだもの」

- ・ 結果：  選定しない
- ・ 理由： 日常に結び付いた内容であるが、「作物の栽培」に関する内容に限定されており、「材料と加工の技術」や、「情報の技術」などの内容が取り上げられていないため、技術・家庭（技術分野）の目標を達成するには、不十分である。